

第 40 号 議 案

平成 30 年 11 月 28 日
任 用 給 与 課

警視庁職員任用規程及び東京消防庁職員任用規程の一部改正について

標記の件について、警視総監及び東京消防庁消防総監から申請があったので、
下記のとおり一部改正を承認する。

記

1 改正事項

- (1) 公安職 1・2 級職の統合
- (2) 現業系 3 級職昇任選考実施基準の改正
- (3) その他

2 改正内容

改正概要及び新旧対照表のとおり

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

ただし、1 (3) のうち非常勤職員に関する文言整備については平成 32 年
4 月 1 日から施行する。

警視庁職員任用規程及び東京消防庁職員任用規程の改正概要

[改正事項 1] 公安職 1・2 級職の統合

【内容】

- 警察官及び消防吏員の 1・2 級職を統合し、職級基準を改正

職級	職務	<参考>階級
3 級職→ 2 級職	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職 の職務	巡査部長 消防士長
2 級職	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行 う職の職務	(巡査長) (消防副士長)
1 級職	他の級に属さない職務	巡査 消防士

- 新 2 級職への任用資格基準は、I 類 3 年、II 類 4 年、III 類 5 年

【理由】

- 警察官及び消防吏員の 1・2 級職について、定員管理や配置管理が一体的に運用され、職務の内容や責任の度合いに差異が認められない実態を踏まえ統合
- ※ 職級の統合後も、巡査長・消防副士長は呼称として存置（別途内部規程を整備）

[改正事項 2] 現業系 3 級職昇任選考実施基準の改正

【内容】

- 警視庁における 3 級職昇任選考、東京消防庁における担任整備長及び担任技能長選考について、受験資格の年齢要件を「55 歳以上」から「54 歳以上」へ引下げ

【理由】

- 知事部局における担任技能長職昇任選考の年齢要件について、下限年齢が平成 29 年度選考から引き下げられたことを踏まえ改正
- ※ 現業系 3 級職のうち、豊富な知識・技能を有する職員が行政系係長の補佐や職員の指導・助言等を行う職として平成 25 年度から新たに設置された職が対象

	知事部局		警視庁		東京消防庁	
4 級職	統括技能長		指定係長		統括整備長	
3 級職	技能長	担任技能長	係長	3 級職	整備長	担任整備長 ／担任技能長
2 級職	技能主任		副主査	2 級職	整備主任／技能主任	
1 級職	技能主事		1 級職		整備主事／技能主事	

[改正事項 3] その他

【内容】

- 消防吏員の採用基準のうち、色覚に関する事項を改正（東京消防庁のみ）
- 本規程の対象外となる非常勤職員を定めた条文について文言整備（警視庁のみ）
- その他必要な文言整備

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、職員（警視正以上の警察官並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第3項第3号に掲げる特別職の非常勤の職員、法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員及び法第22条の3第1項に規定する臨時的任用の職員を除く。以下同じ。）の採用、昇任等（以下「任用」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条から第14条まで（現行のとおり）</p> <p>（警察官の昇任）</p> <p>第15条（現行のとおり）</p> <p>2 別表第4の職級基準（I）に定める4級職及び6級職への昇任は、選考によるものとする。</p> <p>3 別表第4の職級基準（I）に定める3級職、5級職、7級職及び8級職への昇任並びに別表第9の2に定める基準に該当する者の昇任は、人事評価その他の能力の実証に基づき行うものとする。</p> <p>4及び5（現行のとおり）</p> <p>第16条から第43条まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、職員（警視正以上の警察官並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤の職員、法第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員及び法第22条第2項に規定する臨時的任用の職員を除く。以下同じ。）の採用、昇任等（以下「任用」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条から第14条まで（略）</p> <p>（警察官の昇任）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 別表第4の職級基準（I）に定める5級職及び7級職への昇任は、選考によるものとする。</p> <p>3 別表第4の職級基準（I）に定める4級職、6級職、8級職及び9級職への昇任並びに別表第9の2に定める基準に該当する者の昇任は、人事評価その他の能力の実証に基づき行うものとする。</p> <p>4及び5（略）</p> <p>第16条から第43条まで（略）</p>

改正案	現行
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この訓令は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成32年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 施行日前に、この訓令による改正前の警視庁職員任用規程（以下「旧規程」という。）別表第4に規定する1級職から9級職までに在職した者は、この訓令による改正後の警視庁職員任用規程（以下「新規程」という。）別表第4に規定する1級職から8級職までに在職したものとし、その在職した期間は、同表に規定する1級職から8級職までに在職した期間とみなし、旧規程別表第6に規定する1級職から9級職までに在職した者は、新規程別表第6に規定する1級職から8級職までに在職したものとし、その在職した期間は、同表に規定する1級職から8級職までに在職した期間とみなす。</p> <p>3 新規程に基づく採用又は昇任に関し必要な手続その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。</p>	<p>別表第1及び別表第1の2（略）</p>

改正案	現行
別表第2から別表第3の3まで（現行のとおり）	別表第2から別表第3の3まで（略）

改正案

別表第4（第13条関係）

階級	職級	職務	任用基準
警視	8級 職 (理事官職)	本部の理事官及びこれに相当する職の職務	理事官職昇任の基準に合格している者をもって充てる。
	7級 職 (指定管理官職)	本部の指定管理官及びこれに相当する職の職務	指定管理官職昇任の基準に合格している者をもって充てる。
	6級 職 (管理官職)	本部の管理官及びこれに相当する職の職務	管理職昇任選考に合格している者をもって充てる。
警部	5級 職 (指定係長職)	本部の指定係長及びこれに相当する職の職務	指定係長職昇任の基準に合格している者をもって充てる。
	4級 職 (係長職)	本部の係長及びこれに相当する職の職務	係長職昇任選考に合格している者をもって充てる。
	3級 職 (副主査職)	本部の副主査及びこれに相当する職の職務	副主査職昇任の基準に合格している者をもって充てる。
警部補	2級 職	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職の職務	巡査部長昇任試験・選考に合格している者をもって充てる。
	1級 職	他の級に属さない職務	
巡査部長			この基準は、警察官に適用する。 2 警視昇任選考合格者は、管理職昇任選考及び指定係長職昇任の基準に合格したものとみなす。 3 警部昇任試験（選考）合格者は、係長職昇任選考に合格したものとみなす。 4 警部補昇任試験（選考）合格者は、副主査職昇任の基準に合格したものとみなす。

現行

別表第4（第13条関係）

階級	職級	職務	任用基準
警視	9級 職 (理事官職)	本部の理事官及びこれに相当する職の職務	理事官職昇任の基準に合格している者をもって充てる。
	8級 職 (指定管理官職)	本部の指定管理官及びこれに相当する職の職務	指定管理官職昇任の基準に合格している者をもって充てる。
	7級 職 (管理官職)	本部の管理官及びこれに相当する職の職務	管理職昇任選考に合格している者をもって充てる。
警部	6級 職 (指定係長職)	本部の指定係長及びこれに相当する職の職務	指定係長職昇任の基準に合格している者をもって充てる。
	5級 職 (係長職)	本部の係長及びこれに相当する職の職務	係長職昇任選考に合格している者をもって充てる。
	4級 職 (副主査職)	本部の副主査及びこれに相当する職の職務	副主査職昇任の基準に合格している者をもって充てる。
警部補	3級 職	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職の職務	巡査部長昇任試験・選考に合格している者（巡査長歴を有する者）をもって充てる。 巡査部長昇任試験・選考に合格し、巡査の階級にある者又は巡査長の職にある者をもって充てる。
	2級 職	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職の職務	
巡査部長			この基準は、警察官に適用する。 2 警視昇任選考合格者は、管理職昇任選考及び指定係長職昇任の基準に合格したものとみなす。 3 警部昇任試験（選考）合格者は、係長職昇任選考に合格したものとみなす。 4 警部補昇任試験（選考）合格者は、副主査職昇任の基準に合格したものとみなす。

改正案

別表第5（現行のとおり）

別表第6（第13条関係）

職級基準（Ⅰ）任用資格基準表

採用区分	職級	1級職	2級職	3級職	4級職	5級職	6級職	7級職	8級職
I	類	0	3	1	4	3	3	3	2
II	類	0	4	2	4	3	3	3	2
III	類	0	5	3	4	3	3	3	2
備	考	1 資格を算入するに要する。職級第6条の資格を算入するに要する。職級第6条の資格を算入するに要する。 2 資格を算入するに要する。職級第6条の資格を算入するに要する。職級第6条の資格を算入するに要する。 3 資格を算入するに要する。職級第6条の資格を算入するに要する。職級第6条の資格を算入するに要する。							

現行

別表第5（略）

別表第6（第13条関係）

職級基準（Ⅰ）任用資格基準表

採用区分	職級	1級職	2級職	3級職	4級職	5級職	6級職	7級職	8級職	9級職
I	類	0	2	1	1	4	3	3	3	2
II	類	0	3	1	2	4	3	3	3	2
III	類	0	4	1	3	4	3	3	3	2
備	考	1 表中の年数は、その年数を下回る者を選任するに要する。職級第6条の資格を算入するに要する。 2 資格を算入するに要する。職級第6条の資格を算入するに要する。職級第6条の資格を算入するに要する。 3 資格を算入するに要する。職級第6条の資格を算入するに要する。職級第6条の資格を算入するに要する。								

別添 3 警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

改正案	現行																
<p>別表第7から別表第23まで（現行のとおり）</p> <p>別表第24（第28条の2関係）</p> <table border="1" data-bbox="502 1176 774 2060"> <tr> <td colspan="2">3 級 職 昇 任 選 考 実 施 基 準</td> </tr> <tr> <td>対象職種</td> <td>技能Ⅱ、事務（業務）、業務</td> </tr> <tr> <td>選考資格</td> <td>2 級 職 として 4 年 以上 の 勤 務 実 績 を 有 し、 かつ、 <u>54 歳 以上 60 歳 未 満</u> の 者</td> </tr> <tr> <td>選考方法</td> <td>勤 務 成 績 及 び 面 接 試 問 に よ る。</td> </tr> </table> <p>別記様式第1から別記様式第7まで（現行のとおり）</p>	3 級 職 昇 任 選 考 実 施 基 準		対象職種	技能Ⅱ、事務（業務）、業務	選考資格	2 級 職 として 4 年 以上 の 勤 務 実 績 を 有 し、 かつ、 <u>54 歳 以上 60 歳 未 満</u> の 者	選考方法	勤 務 成 績 及 び 面 接 試 問 に よ る。	<p>別表第7から別表第23まで（略）</p> <p>別表第24（第28条の2関係）</p> <table border="1" data-bbox="502 235 774 1108"> <tr> <td colspan="2">3 級 職 昇 任 選 考 実 施 基 準</td> </tr> <tr> <td>対象職種</td> <td>技能Ⅱ、事務（業務）、業務</td> </tr> <tr> <td>選考資格</td> <td>2 級 職 として 4 年 以上 の 勤 務 実 績 を 有 し、 かつ、 <u>55 歳 以上 60 歳 未 満</u> の 者</td> </tr> <tr> <td>選考方法</td> <td>勤 務 成 績 及 び 面 接 試 問 に よ る。</td> </tr> </table> <p>別記様式第1から別記様式第7まで（略）</p>	3 級 職 昇 任 選 考 実 施 基 準		対象職種	技能Ⅱ、事務（業務）、業務	選考資格	2 級 職 として 4 年 以上 の 勤 務 実 績 を 有 し、 かつ、 <u>55 歳 以上 60 歳 未 満</u> の 者	選考方法	勤 務 成 績 及 び 面 接 試 問 に よ る。
3 級 職 昇 任 選 考 実 施 基 準																	
対象職種	技能Ⅱ、事務（業務）、業務																
選考資格	2 級 職 として 4 年 以上 の 勤 務 実 績 を 有 し、 かつ、 <u>54 歳 以上 60 歳 未 満</u> の 者																
選考方法	勤 務 成 績 及 び 面 接 試 問 に よ る。																
3 級 職 昇 任 選 考 実 施 基 準																	
対象職種	技能Ⅱ、事務（業務）、業務																
選考資格	2 級 職 として 4 年 以上 の 勤 務 実 績 を 有 し、 かつ、 <u>55 歳 以上 60 歳 未 満</u> の 者																
選考方法	勤 務 成 績 及 び 面 接 試 問 に よ る。																

東京消防庁職員任用規程（昭和61年4月東京消防庁訓令第29号）の一部を次のように改正する。

平成30年 月 日

東京消防庁
消防総監 村上 研一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後			改正前		
(再任用選考委員会)			(再任用選考委員会)		
第9条			第9条		
[1~4 略]			[1~4 同左]		
5 第1項及び第2項の規定は、任期付職員の採用時の選考において準用するものとし、その委員長、委員及び幹事は、それぞれ人事部長、人事課長及び人事部長の命ずる者（別表第3に規定する任期付職員の採用基準の有無を判定できる者を含む。）並びに人事課人事係長をもって充て、書記は人事課人事係長が兼務するものとする。			5 第1項及び第2項の規定は、任期付職員の採用時の選考において準用するものとし、その委員長、委員及び幹事は、それぞれ人事部長、人事課長及び人事部長の命ずる者（別表第3に規定する任期付職員の採用基準の有無を判定できる者を含む。）並びに人事課人事係長をもって充て、書記には、人事課人事係長を充てるものとする。		
(昇任試験及び昇任選考)			(昇任試験及び昇任選考)		
第12条 法第21条の3に定める人事評価その他の能力の実証により行う昇任は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める表に示すところによるものとする。			第12条 法第21条の3に定める人事評価その他の能力の実証により行う昇任は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める表に示すところによるものとする。		
[削る]			(1) 消防副士長昇任選考 別表第12		
(1)~(8) [略]			(2)~(9) [同左]		
[2 略]			[2 同左]		
(昇任試験選考委員会)			(昇任試験選考委員会)		
第15条			第15条		
[1・2 略]			[1・2 同左]		
3 委員長、委員及び幹事は、それぞれ、人事部長、消防監の階級にある課長及び人事課人事係長をもって充てるものとする。			3 委員長、委員及び幹事は、それぞれ、人事部長、消防監の階級にある課長及び校務課長並びに人事課人事係長をもって充てるものとする。		
[4 略]			[4 同左]		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
消防吏員の採用の基準及び方法			消防吏員の採用の基準及び方法		
採用区分	普通採用	特別採用	採用区分	普通採用	特別採用
	[略]			[同左]	

採用基準	[略]		
	身体	視力	視力(きょう正視力を含む)が両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。
		色覚	消防吏員として職務執行に重大な支障がないこと。
	[略]		
[略]			

別表第4 (第10条関係)

職級基準

職級	職務	任用基準
8級職	部長及びこれに相当する職の職務	部長級職昇任選考に合格している者をもって充てる。
7級職	指定課長及びこれに相当する職の職務	指定課長級職昇任選考に合格している者をもって充てる。
6級職	課長及びこれに相当する職の職務	課長級職昇任選考に合格している者(課長補佐級歴を有する者)をもって充てる。
5級職	課長補佐及びこれに相当する職の職務	課長補佐級職昇任選考に合格している者をもって充

採用基準	[同左]		
	身体	視力	1 視力(きょう正視力を含む)が両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。 2 赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること。
		[同左]	
	[同左]		
[同左]			

別表第4 (第10条関係)

職級基準

職級	職務	任用基準
9級職	部長及びこれに相当する職の職務	部長級職昇任選考に合格している者をもって充てる。
8級職	指定課長及びこれに相当する職の職務	指定課長級職昇任選考に合格している者をもって充てる。
7級職	課長及びこれに相当する職の職務	課長級職昇任選考に合格している者(課長補佐級歴を有する者)をもって充てる。
6級職	課長補佐及びこれに相当する職の職務	課長補佐級職昇任選考に合格している者をもって充

		てる。
4級職	係長及びこれに相当する職の職務	係長級職昇任選考に合格している者(主任級歴を有する者)をもって充てる。
3級職	主任及びこれに相当する職の職務	主任級職昇任選考に合格している者をもって充てる。
2級職	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職の職務	消防士長昇任試験に合格している者をもって充てる。
[略]		

別表第8 (第11条関係)
消防吏員(局長級を除く。)任用資格基準

職級	1	2	3	4	5	6	7
採用区分							
専門系	0年	3年	1年	3年	3年	2年	3年
I類	0年	3年	1年	4年	3年	2年	3年
II類	0年	4年	2年	4年	3年	2年	3年
III類	0年	5年	3年	4年	3年	2年	3年
[1・2 略]							

		てる。
5級職	係長及びこれに相当する職の職務	係長級職昇任選考に合格している者(主任級歴を有する者)をもって充てる。
4級職	主任及びこれに相当する職の職務	主任級職昇任選考に合格している者をもって充てる。
3級職	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職の職務	消防士長昇任試験に合格している者をもって充てる。
2級職	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職の職務	消防副士長昇任選考に合格している者をもって充てる。
[同左]		

別表第8 (第11条関係)
消防吏員(局長級を除く。)任用資格基準

職級	1	2	3	4	5	6	7	8
採用区分								
専門系	0年	2年	1年	1年	3年	3年	2年	3年
I類	0年	2年	1年	1年	4年	3年	2年	3年
II類	0年	3年	1年	2年	4年	3年	2年	3年
III類	0年	4年	1年	3年	4年	3年	2年	3年
[1・2 同左]								

- 3 消防司令長昇任選考A区分の合格者は、4級職以上の職において6年以上の勤務実績を満たした後、その人事評価により6級職に任用する。
- 4 8級職へは、7級職にあつて、消防司令長として5年以上の勤務実績を満たした後、任用する。

別表第12 削除

別表第13 (第12条関係)

消防士長昇任試験実施基準

区分	A	B
受験資格	消防士としてI類採用者にあつては3年以上、II類採用者にあつては4年以上、III類採用者にあつては5年以上の勤務実績を有する者	消防士としてI類採用者にあつては12年以上、II類採用者にあつては13年以上、III類にあつては14年以上の勤務実績を有し、年齢が40歳以上の者
	[略]	
	[略]	

別表第13の2 (第12条関係)

消防士長昇任選考実施基準

受験資格	勤務実績	専門系採用者であつて、消防士として <u>3年以上</u> の勤務実績を有する者
		[略]
		[略]

別表第20 (第12条関係)

一般職員 (技能系・業務系) 昇任選考実施基準

- 3 消防司令長昇任選考A区分の合格者は、5級職以上の職において6年以上の勤務実績を満たした後、その人事評価により7級職に任用する。
- 4 9級職へは、8級職にあつて、消防司令長として5年以上の勤務実績を満たした後、任用する。

別表第12 (第12条関係)

消防副士長昇任選考実施基準

受験資格	勤務実績	消防士として、専門系及びI類採用者にあつては2年以上、II類採用者にあつては3年以上、III類採用者にあつては4年以上の勤務実績を有する者
	懲戒	過去1年以内に減給以上の懲戒処分を受けたことのない者
	選考方法	人事評価

別表第13 (第12条関係)

消防士長昇任試験実施基準

区分	A	B
受験資格	消防副士長として1年以上の勤務実績を有する者	消防副士長として10年以上の勤務実績を有し、年齢が40歳以上の者
	[同左]	
	[同左]	

別表第13の2 (第12条関係)

消防士長昇任選考実施基準

受験資格	勤務実績	専門系採用者であつて、消防副士長として <u>1年以上</u> の勤務実績を有する者
		[同左]
		[同左]

別表第20 (第12条関係)

一般職員 (技能系・業務系) 昇任選考実施基準

区分	2級職		3級職			4級職 (統括整備長)
	(整備主任)	(技能主任)	(担任整備長)	(担任技能長)	(整備長)	
	[略]					
受験資格	1級職として16年以上の勤務実績を有し、年齢60歳未満の者		整備主任又は技能主任として4年以上の勤務実績を有し、年齢54歳以上60歳未満の者			[略]
	[略]					[略]
[略]						

別表第28 (第14条関係)

特例昇任の基準

区分	昇任させる階級	勤続年数	人事評価
功労章若しくは功績章を付与され、功労特に抜群であって真に他の模範と認められる者の危篤又は退職の場合	2階級上位の階級	[略]	[略]
功労顕著な者の危篤又は退職の場合	1階級上位の階級	[略]	[略]

区分	2級職		3級職			4級職 (統括整備長)
	(整備主任)	(技能主任)	(担任整備長)	(担任技能長)	(整備長)	
	[同左]					
受験資格	1級職として16年以上の勤務実績を有し、年齢60歳未満の者		整備主任又は技能主任として4年以上の勤務実績を有し、年齢55歳以上60歳未満の者			[同左]
	[同左]					[同左]
[同左]						

別表第28 (第14条関係)

特例昇任の基準

区分	昇任させる階級	勤続年数	人事評価
功労章若しくは功績章を付与され、功労特に抜群であって真に他の模範と認められる者の危篤又は退職の場合	2階級上位の階級 ただし、 <u>消防士にあつては消防司令補</u>	[同左]	[同左]
功労顕著な者の危篤又は退職の場合	1階級上位の階級 ただし、 <u>消防士にあつては消防士長</u>	[同左]	[同左]

公務上の傷病による者	危篤又は退職の場合	1階級上位の階級	[略]	公務上の傷病による者	危篤又は退職の場合	1階級上位の階級 ただし、 <u>消防士にあつては消防士長</u>	[同左]
	身の危険を顧みず積極的に職務を遂行して負傷した者で、長期の療養を必要とし、かつ、心身に障害が残ると認められる者	消防士長	消防士であつて、勤続10年以上		消防士長	消防士又は消防副士長であつて、勤続10年以上	[同左]
その他	危篤の場合	消防士長	消防士であつて、勤続15年以上	その他	危篤の場合	消防士長	消防士又は消防副士長であつて、勤続15年以上
	退職の場合	消防士長	消防士であつて、勤続15年以上		消防士長	消防士又は消防副士長であつて、勤続15年以上	
		[略]				[同左]	

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の東京消防庁職員任用規程(以下「改正前の規程」という。)別表第4に規定する9級職、8級職、7級職、6級職、5級職、4級職又は3級職に在籍していた期間は、それぞれこの訓令による改正後の東京消防庁職員任用規程(以下「改正後の規程」という。)別表第4に規定する8級職、7級職、6級職、5級職、4級職、3級職又は2級職に在職していた期間とみなす。

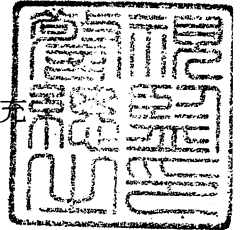
- 3 改正前の規程別表第4に規定する2級職及び1級職に在職していた期間は、改正後の規程別表第4に規定する1級職に在職していた期間とみなす。
- 4 施行日以降に行う採用又は昇任に関し必要な手続は、施行日前においても、改正後の規程の規定により行うものとする。

監. 警. 人1. 企第5329号

平成30年11月21日

東京都人事委員会 殿

警視総監 三 浦 正 充



警視庁職員任用規程の一部改正について（申請）

みだしのことについては、下記のとおり申請します。

記

1 改正の理由

- (1) 警察官の職級のうち1級職と2級職を新1級職として統合するため、職級基準（I）等を改正するなど、規定整備が必要なため
- (2) 豊富な知識・技能を有する職員の活躍をより一層推進する観点から、職級基準(III)が適用される警察行政職員を対象とする3級職昇任選考の実施基準を改正する必要があるため
- (3) 会計年度任用職員制度の導入に伴い、規定整備が必要なため

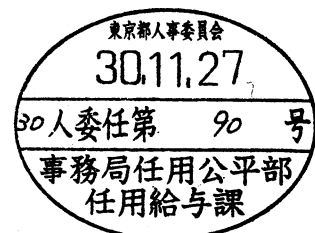
2 改正の内容

新旧対照表のとおり

3 施行期日

平成31年4月1日

ただし、1(3)に関する規定は、平成32年4月1日から施行する。

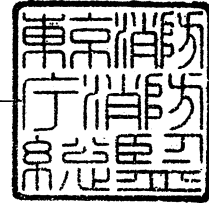




30 人 第 1 4 8 0 号
平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日

東京都人事委員会
委員長 青山 侑 殿

東京消防庁
消防総監 村上 研



東京消防庁職員任用規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり申請します。

記

1 改正の趣旨

近年、消防吏員の職級のうち1級職及び2級職は、職級を区分する意義及び必要性が乏しい状況となっており、この度、貴委員会から公安職給料表の1級及び2級の統合が勧告されたところです。

また、消防庁から消防吏員の色覚検査の基本的な考え方について見解が示されたことから、採用基準を改める必要があります。

これらに伴い、東京消防庁職員任用規程（昭和61年4月東京消防庁訓令第29号。以下「規程」という。）別表第4に規定する職級基準を改めるほか、所要の整備を行うものです。

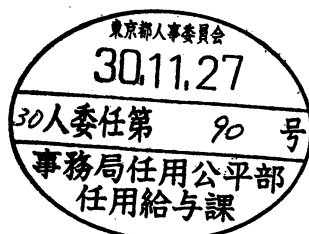
2 改正の概要

- (1) 消防吏員の職級のうち1級職及び2級職を統合することに伴う関係規定及び別表の改正（第12条、別表第4、別表第8、別表第12、別表第13、別表第13の2及び別表第28）
- (2) 消防吏員の採用における色覚基準を変更することに伴う別表第1の改正
- (3) 東京都において担任技能長の昇任選考受験資格（年齢要件）が改められたことに伴う別表第20の改正
- (4) 再任用選考委員会に関する所要の整備（第9条）
- (5) 昇任試験選考委員会に関する所要の整備（第15条）

3 施行期日

平成31年4月1日

ただし、施行日以降に行う採用又は昇任に関し必要な手続は、施行日前においても、改正後の規程の規定により行うものとします。



問合せ先

人事部人事課人事係 猪狩 落合
電話 3212-2111 内線 3123 3149